

鹿児島地方・家庭裁判所委員会議事概要

(地裁第28回／家裁第29回)

1 開催日時

平成29年11月16日(木) 午後1時30分から午後3時まで

2 場所

鹿児島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 松井英隆(委員長), 大迫久美子, 川崎聡子, 實吉国盛, 永山一秀,
畠中広次, 福澤純治, 牧野高志,

(家裁委員) 松井英隆(委員長), 阿部純一, 内田大介, 内山恵一, 小田裕徳, 鏑
野孝清, 種村博之, 宮寄秀典, 渡邊かおり

(五十音順)

4 議事

(1) 委員紹介

(2) テーマ

ア 地裁委員会「労働審判制度の現状について」

イ 家裁委員会「離婚事件を中心とした家事調停手続の現状について」

(3) 議事

別紙のとおり

(別紙)

1 地裁委員会テーマ「労働審判制度の現状について」についての説明・質疑

(1) 「労働審判制度の現状について」に係る説明

説明者 鹿児島地方裁判所裁判官 福田 敦

(2) 質疑 (□：委員長，○：学識経験者委員，◎法曹委員，◇裁判所)

- 労働審判制度の現状について当庁の動向も含め説明させていただいた。ここで、委員の方々から質問や御意見、御感想を聞かせていただきたい。
- 鹿児島では労働審判委員が11名選任されているということだが、使用者・労働者側からの選任手続はどうなっているのか、どういう方が選任されているのかといったことについて教えていただきたい。
- ◇ 全国規模で労働関係に関する専門的な知識、経験を有する人材の情報を持っている労使団体、例えば使用者側であれば日本経済団体連合会、労働者側であれば日本労働者組合総連合会から労働審判員の適任者を推薦してもらい、労使団体から推薦された候補者について、各地方裁判所で選考させていただき、その結果に基づいて最高裁判所が任命している。労働者側は連合などの幹部を現役でしておられる方が多く、使用者側は、企業の元社長や元役員の方といった経歴の方が多く現役の方もおられる。
- 弁護士代理人の選任比率について、鹿児島は全国に比べたら高いということだが、実際の審判の申立てをした段階では弁護士がついていない場合、第1回の期日で弁護士を選任したらどうかと促すことはあるのか。
- ◇ 申立人自身が申立書類を受付に提出した際、代理人の選任について検討をしているか確認している。その後、実際に代理人を選任して、改めて再度、申立書を持ってこられるという件数もそれなりにあると聞いている。今回、説明させていただいた代理人の選任比率については、最終的に代理人がついていた件数を前提とした選任比率であり、申立当初は本人のみであったが、審理途中で代理人を選任した事例については把握しておらず、その点、反映したものとはなっていない。

- 労働審判委員は11名選任されていると説明があったが、実際の委員会を構成する労働審判委員は労使団体の両方から選ばれているのか、労使一方のみということになることはないのか。
- ◇ 労使側から1名ずつ選ばれて、裁判官と3名で委員会を構成しており、その例外はない。
- 労働関係に関する相談を受けることがあるが、通常は明らかに雇用者側に問題があると思われる場合は労働基準監督署の案内をしているが、しっかりと内容を把握してアドバイスしないといけないという場合には法律相談などを担当する者が専門的な見地からアドバイスする方法を採っている。その後、相談者がどのような経緯で申立てをしたのかわからないままであるところ、実際にはどのような経緯をたどって労働審判制度を利用することになるのか。裁判所における相談状況はどうか。
- ◇ 裁判所は申立ての前の過程を把握できないため推測となるが、労働基準監督署など裁判所外の相談機関に相談しながら少しずつ知識を高めていることが考えられる。また、鹿児島地裁での申立代理人がついている事件の割合は約85パーセントであり、紛争に関する依頼を受けた弁護士が本人のニーズに応じて労働審判を進めているのではないかとと思われる。実際、地裁の民事訴訟窓口に労働審判の手続教示を受けに来る当事者の方は、ほとんどいないというのが実情である。なお、裁判所のホームページでは労働審判の説明も掲載しており、ご覧になっている方もいるのではないかと推測される。
- ◎ 労働審判の申立書には当事者間においてされた交渉その他の申立てに至る経緯の概要についても記載することになっており、その記載によって、申立人がどういった協議をしてきたのか裁判官、労働審判員も把握できるようになっている。一番多いのが、労基署の紛争あっせん手続であり、弁護士が間に入ってあっせん手続を踏んでいることが多い。あっせん手続をとっても解決しないので裁判所に来たという事例が一番多いのではないか。その次に多いのが連合などの相談窓口から弁護士を案内してもらっている場合である。

○ 原則3日、3回という事だが、とてもスムーズでスピーディだとの感想を持った。

労災事件とか精神的な疾患を患ったという事であれば原因究明に時間がかかるものもあると思うが、そういう内容のものでも3回で終わるのか。もう一点、教育の立場に立つ身として、10月に労働基準監督署に来てもらいアルバイトに関する相談会を行った。最近、マスコミでブラックアルバイトが報道で取り上げられているなか、3名の学生が相談に来た。相談内容としては、怪我をしたが、労災の手続きをとってくれない、最低賃金を下回っているといった明らかに労働基準法に違反するような事案である。申立人として学生がいるのか、差し支えない範囲で教えていただきたい。

◇ 労災や精神疾患を患っている場合の事件については非常に悩ましいところがある。

先ほど説明した事件の種類で解雇の事案と時間外手当の支払の請求の事件が多いと話した中で、その他としてハラスメントの事件があると説明した。ハラスメントの期間が長い、もしくは多数の方からいろいろなことをされている、このような事実関係をしっかり認定しないと解決に導くことができない事案は労働審判の手続きでは厳しいかもしれない。労働審判は基本的に調停を目指し、それがかなわなければ労働審判を出すということになっているので、話し合いによる解決が前提となる。

ハラスメントを受けた側、したとされる側が事実関係を曖昧にしたままで、話し合いを進めるのは非常に難しい。事実関係を解明するためには、きちんとした証拠調べをやるのが筋だと思われるので、そのような事件については労働審判から通常訴訟になることが多いのではないかと思われる。実際にハラスメントの事件を担当したことがある。その際はハラスメントを理由として申し立てられた事件であっても、労働審判の審理においては、ハラスメントの有無といった事実関係についてはひとまず置いて調停ができそうかどうかという観点から事件を進めることもある。精神疾患についても診断書だけで認定してもいいのかどうか問題があり、実際にカルテを取り寄せる必要がある事案については労働審判は難しいのかもしれない。学生のアルバイトの関係については1件担当したことがある。統計をとっているわけではないが、手続きに年齢

制限はないのでアルバイトの方も申立ての対象にはなる。

- セクハラ事案も一定数あるということだが、労働審判員に女性はいるのか。
- ◇ 平成29年11月1日現在で、鹿児島地裁の労働審判員は11名いるが、そのうち女性の審判員は0名である。労働審判員は、推薦母体から推薦を受けた中から任命するといった経緯をたどっていることもあり、裁判所の任命の段階では女性を希望するのは難しい。労働審判員は、長く労働組合の活動をされたり、使用者側で企業内での労働担当部署が長い方々から選ばれており、今後そのような立場の女性が増えれば推薦母体から推薦される女性の方々も増えてくるのではないかと思われる。
- リーフレットには争っている点について整理し、必要な場合は証拠調べを行うと記載があるが、審理は3回が目途になっているとのことであれば、口頭でのヒアリング、双方の証拠書類を3回以内に提出することになるのか。
- ◇ 申立人は申立書と証拠書類を同時に提出してもらうことが原則になる。時間外労働の手当の支払関係であれば就業規則、賃金の規程を事前に入手していれば、それを提出してもらっている。タイムカード等労働時間がわかる資料の提出がされることもある。その証拠を受けて、会社側では実際に払っていることが記載されている書類や賃金規程に関する資料が提出され、それらの文書をすべて見たうえで、第1回期日を開くことになる。提出された資料に客観的な資料がなければ、勤務時間の確認や具体的な事情のヒアリングを行うことになる。リーフレットに記載されている証拠調べは文書、書面の証拠を調べるという意味であり、裁判所に来られた方から直接、話を聞いたり、書面の提出による証拠調べの両方を含む意味になっている。ここでいうところの証拠調べは、話を聞くという手段ではあるが、通常訴訟のように嘘を言わないとの宣誓をしてもらったうえで証拠調べをするものとは少し違う。
- 調停が成立する場合と審判もしくは異議申立てとなる場合とでは、どのような点において、申立人と相手方が納得できる、できないといった違いが出るのか、具体的に聞きたい。
- ◇ 我々も日々悩んでいるところであるが、6割7割が調停で終わるので、なぜ3割

ができなかったのかということを考えてみると、申立人も譲歩をしようとする姿勢は持っているのだが、一番許せないと思っている会社側の行為について事実関係が曖昧のままで調停をしてしまっているのか、その点について、もう少し主張する機会を得たいと考えて訴訟に移行する場合があるのではないかと考えている。訴訟でちょっとした減額がされたとしても、訴訟をしたいと考える方は一定数いるのかもしれない。調停の説得をするに当たって、そういったところが垣間見られる。一方、会社側は、他の従業員の手前を気にする代表者もいる。調停で提示された金額を払わないといけなくなると、会社としては示しが見つからないので訴訟のに移行するという場合もあるのではないかとと思われる。調停の説得に当たっては使用者側の推薦を受けた労働審判員の方がよく粘り強く説得されている感じがする。会社側は、会社のやり方に落ち度があったことは理解できているが、中小企業であればマンパワーの問題もあり、申立人や労働審判員が言うようにはなかなかできないという実情があることを理解してほしいと主張をする代表者もあり、そのような場合は調停では難しいと感じることがある。

◎ 理屈としては支払わなければならない金額について理解できているのだが、とてもそのような支払はできる状況ではないということで調停がまとまらないことが多い。労働者の地位確認については、解雇無効であると真相になった場合、調停では金銭解決、要は合意退職という形をとるのがほとんどである。労働者がどうしても職場復帰を強く望んでいるが、会社側からそれは困るということになると調停は厳しくなる。

2 家裁委員会テーマ「離婚事件を中心とした家事調停手続の現状について」の質問・意見交換

(1) 「離婚事件を中心とした家事調停手続の現状について」に係る説明

説明者 鹿児島家庭裁判所首席書記官 丸尾孝之

鹿児島家庭裁判所首席家庭裁判所調査官 大杉文子

(2) 質疑 (□：委員長，○：学識経験者委員，◎：法曹委員，◇：裁判所)

- 離婚事件を中心とした家事調停手続の現状について、当庁における取組も含めて説明させていただいた。ここで、委員の方々から質問や御意見、御感想を聞かせていただきたい。
- 民法の改正後、面会交流と養育費が766条1項に明文が規定されたが、実際の調停の場面で子供のために役に立っているのか。納得性、信頼性が高いという点で、養育費に関して算定表があるが、実際に調停の場面で利用してみて納得してもらえているのか、調停運営の実情を伺いたい。また、ガイダンスに参加している父母が多いとのことだが、子供に影響のある身近な親族、特に祖父母が今までに参加したことがあるのか、また、今後、参加してもらう予定はあるのか。
- ◇ 776条1項に明文化されたことの影響は非常に大きいと思われる。離婚届でも面会交流や養育費の取決めがされたか、チェックを入れるようになり、広く一般の方にも知れわたるようになった。それを受けて調停においても、従来は当事者が面会交流や養育費に関して問題にしなければ、取り決めずに終わることがあったが、民法改正後は調停委員から積極的に面会交流や養育費について確認するようになった。ガイダンスについては、施行前に調停委員の方々とは検討を重ね、意見交換も行った。調停委員からは、祖父母も是非、参加してほしいという意見もあったが、集団ガイダンスの取組としては、まず、当事者である父母と代理人からやってみようということになり、祖父母の参加については、その後の検討課題というところで終わっている。算定表については、当事者の方々が、よく調べておられ、そのためか、紛争が長引くことはなくなっている。
- 年間1,800件前後の調停事件が申し立てられているとのことだが、調停ではうまく解決できず訴訟に移った件数を教えていただきたい。
- ◇ 調停には一般調停と別表第二調停とある。平成28年の鹿児島管内での離婚調停を含んだ一般調停の成立率は52.8%となっているが、全国では47.4%であり、鹿児島は若干高めの成立率となっている。不成立もしくは取下げで終了した割合は17.4%となっているが、調停で話し合いができなければ手続としては最終的

に訴訟となるが、すべてが訴訟までなるとは言えず、調停から訴訟に移った件数は正確には把握できない。

- 調停離婚に限って言えば、1,800件のうちどれくらいあるのか。
- ◇ 離婚調停に限っての件数は把握していない。
- ◎ 親ガイダンスには非常に期待している。裁判所が考える調停のあり方・姿と当事者からの依頼を前提とした代理人の調停に向けた活動とが衝突する場面がある。そのような衝突を防ぐためにも、子供に関する問題である養育費や面会交流などについて父母にガイダンスが行われることはとてもありがたいと思う。ただ、相談を受ける中では、やはり祖父母の意見の影響は大きいので、親ガイダンスに参加してもらう対象として検討していただきたい。
- 説明の際の資料に「子供の意見を反映させる」と記載があるが、離婚しないケースでは家庭内における子供と母親と父親の関係性には様々な場面がある。子供と母親との関係が強い年齢の時期や瞬間があり、また逆に子供と父親との関係がそうである場合もある。両親が別々に暮らすことになった際には、子供の幸せを優先して判断することになると思うが、ある瞬間だけの子供の意思を反映させるということでは妥当な結論となるのは難しいのではないかと思う。裁判所は、子供の意思だけではなく様々なことを総合的に考えて、親権・監護者・面会交流のルールを提案していくのだと思うが、どのような事情を総合的に検討しているのか。
- ◇ 「子供の意見を反映させる」ということは、子供の意思を結論に結びつけようということではなく、子供の年齢に応じて親が配慮し、子供にとって最善の結論に持っていけるようにしていくことである。子供の意見と言っても、その対象は乳幼児から高校生くらいまでであるわけで、中でも小さいお子さんは明確な意思など持てず、両親の激しい口調の中で体調を崩すといった体調が意思の表れと考えることができる場合もある。子供の年齢により、発達段階、子供独自の特徴、生活環境、学校生活など様々な面で調査している。
- 両親の一方のみが親権をとることを主張するような場合、その一方の親の意思が

強いことがあるが、そのような親の希望というのは優先されるのか、それとも状況によって変わっていくものか。

◇ 両親には子供と同じ立場で意見を言ってもらうのではなくて二人の間の子供に配慮してどうすれば一番いいのか、自分の意思を抑えてでも子供のためにはどうすればいいのか、という視点に立ってもらえるように働きかけをしている。

◎ 子供の意思の把握は非常に難しいが、面会交流は事件としても内容的に家庭裁判所の中で難しい事案の一つである。監護している親は「子供が会いたくないと言っている。」と言えば、面会交流を求めている監護していない親が「子供は監護している親の影響を受け、洗脳されている。」と言い、それぞれが子供の真意は違うと主張して対立することが多い。子供の意思の把握については、表面的にどちらが良いかと選ばせたり、子供が言っているからということで判断することはない。従前からの子供と両親の関係、あるいは成育歴、年齢に応じて意思を把握する必要がある。ただ、一定の年齢だと親の影響を受けやすいので、家庭裁判所調査官が行動科学の知見を踏まえ、子供の様子、発言等、様々なことを聞き、子供の表面的な意思ではなく、本意、真意を両親に考えてもらうことを働きかけることになる。

3 次回の予定

(1) 日時

平成30年5月17日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) テーマ

地裁委員会及び家裁委員会合同テーマ

「裁判所における犯罪被害者保護制度について」